



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年10月3日金曜日 第1497号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	1023
指定医療機関の廃止の届出.....	1023
地籍調査の成果の認証.....	1023
土地改良区の定款変更の認可.....	1023
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	1023
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧（2件）.....	1024
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	1024
村営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	1024
県営土地改良事業の工事の完了（2件）.....	1025
肥料の登録.....	1025
落札者等の告示.....	1025
道路の供用開始（一般国道317号）.....	1025
道路の区域変更（県道伯方島環状線）.....	1026
道路の供用開始（"）.....	1026
道路の供用開始（県道六軒家石手線外）.....	1026
道路の区域変更（県道伊予川内線）.....	1026
道路の供用開始（"）.....	1027
道路の区域変更（県道中山伊予線）.....	1027
道路の供用開始（"）.....	1027
道路の区域変更（県道山島坂名荷谷線）.....	1027
道路の区域変更（県道八幡浜宇和線）.....	1027
開発行為に関する工事の完了.....	1028

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	1028
愛媛県立保育専門学校入学生の募集.....	1028

雑 報

朝鮮半島・台湾出身の旧日本軍人軍属等の御遺族の方への 弔慰金と重度戦傷病者の方への見舞金について.....	1029
--	------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1905号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成15年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
おぐに薬局砥部店	株式会社おぐに	伊予郡砥部町大南199番地	平成15年9月1日
オレンジ薬局	有限会社大洲調剤	西宇和郡三瓶町大字朝立2番耕地1-45	平成15年8月1日
柿原薬局	メディカルプレーン株式会社	宇和島市柿原甲1352番4	平成15年9月1日

加藤内科	加藤 壽一	八幡浜市産業通6番28号	平成15年9月1日
そうごう薬局港町店	総合メディカル株式会社	八幡浜市416番地1	平成15年9月1日

○愛媛県告示第1906号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成15年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年月日
オレンジ薬局	有限会社大洲調剤	西宇和郡三瓶町大字朝立2番耕地8-2	平成15年8月1日
庄野薬局飯岡店	有限会社庄野	西条市飯岡字西原2019番地	平成15年8月1日

○愛媛県告示第1907号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成15年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
大洲市	大字藤縄の一部	平成13年度から平成14年度まで	大洲市の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成15年10月3日

○愛媛県告示第1908号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松前町北伊予土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1909号

丹原町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・徳能地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・徳能地区）計画書の写し
 (2) 丹原町土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
 平成15年10月6日から11月4日まで
- 3 縦覧場所
 丹原町役場

○愛媛県告示第1910号

宇和町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・小原地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・小原地区）計画書の写し
 (2) 宇和町土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
 平成15年10月6日から11月4日まで
- 3 縦覧場所
 宇和町役場

○愛媛県告示第1911号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、伊予郡双海町地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項の規定において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成15年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 県営土地改良事業（一般農道整備事業・大久保地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
 平成15年10月6日から11月4日まで
- 3 縦覧場所
 双海町役場

○愛媛県告示第1912号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、西宇和郡三瓶町大字蔵貫浦、蔵貫村、有太刀地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項の規定において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成15年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業、農業用

- 道路整備事業、農地保全事業・三瓶南地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
 平成15年10月6日から11月4日まで
- 3 縦覧場所
 三瓶町役場

○愛媛県告示第1913号

川内町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・則之内地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・則之内地区）計画書の写し
 (2) 川内町土地改良事業分担金徴収条例の写し
- 2 縦覧期間
 平成15年10月6日から11月4日まで
- 3 縦覧場所
 川内町役場

○愛媛県告示第1914号

伊方町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・仁田之浜地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・仁田之浜地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
 平成15年10月6日から11月4日まで
- 3 縦覧場所
 伊方町役場

○愛媛県告示第1915号

日吉村から協議のあった村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上鍵山地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 (1) 村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上鍵山地区）計画書の写し

- (2) 日吉村営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成15年10月6日から11月4日まで
- 3 縦覧場所
日吉村役場

○愛媛県告示第1916号

内海村から協議のあった村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・須ノ川地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年10月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・須ノ川地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成15年10月6日から11月4日まで
- 3 縦覧場所
内海村役場

○愛媛県告示第1917号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成15年10月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
土地改良総合整備事業	伊予西地区	平成13年3月22日

○愛媛県告示第1920号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成15年10月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
高分解能衛星画像データ 2,497平方キロメートル	愛媛県農林水産部森林局林業政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成15年9月10日	日本スペースイメージング株式会社 東京都中央区八重洲二丁目8番1号	42,000,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第1921号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年10月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1918号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成15年10月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
一般農道整備事業（過疎基幹）	岡村西部地区	平成14年6月17日

○愛媛県告示第1919号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成15年10月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成15年9月24日	愛媛県第1265号	混合有機質肥料	南海混合有機質肥料5-4	窒素全量 5.0 りん酸全量 4.0	公定規格のとおりに	南海物産株式会社 愛媛県松山市古三津二丁目20番38号
平成15年9月24日	愛媛県第1266号	干魚肥料粉末	南海干魚肥料粉末6-5	窒素全量 6.0 りん酸全量 5.0	該当事項なし	南海物産株式会社 愛媛県松山市古三津二丁目20番38号

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	317号	越智郡玉川町大字龍岡上甲498番地先から 同大字甲303番1地先まで	平成15年10月3日

○愛媛県告示第1922号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	伯方島環状線	越智郡伯方町大字木浦字沢津甲1063番8から 同字甲3798番2まで	旧	メートル 4.4～18.0	キロメートル 0.230	
			新	9.8～19.2	0.230	

○愛媛県告示第1923号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伯方島環状線	越智郡伯方町大字木浦字沢津甲1063番8から 同字甲3798番2まで	平成15年10月3日

○愛媛県告示第1924号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	六軒家石手線	松山市道後湯之町872番1地先から 同市道後町一丁目928番1地先まで	平成15年10月10日
"	道後公園線	松山市道後町一丁目928番1地先から 同市岩崎町二丁目653番4地先まで	"

○愛媛県告示第1925号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	伊予川内線	伊予郡砥部町高尾田369番6から 松山市大橋町333番4まで	旧	メートル 8.0～14.5	キロメートル 0.437	
			新	12.0～17.0	0.437	

○愛媛県告示第1926号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	伊予川内線	伊予郡砥部町高尾田369番6から 松山市大橋町333番4まで	平成15年10月3日

○愛媛県告示第1927号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	中山伊予線	伊予郡中山町大字佐礼谷1号228番4地先	旧	メートル 5.7~10.5	キロメートル 0.059	
			新	22.2~27.0	0.059	

○愛媛県告示第1928号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	中山伊予線	伊予郡中山町大字佐礼谷1号228番4地先	平成15年10月3日

○愛媛県告示第1929号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	山鳥坂名荷谷線	喜多郡肱川町大字名荷谷1519番1地先から 同大字2652番1地先まで	旧	メートル 3.5~10.0 12.0~19.8	キロメートル 0.320 0.067	
			新	12.0~19.8	0.067	

○愛媛県告示第1930号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	八幡浜宇和線	八幡浜市大字五反田1番耕地461番1地先から 同大字2番耕地67番13まで	旧	メートル 5.7~18.0	キロメートル 0.649	
			新	12.4~27.0	0.645	

○愛媛県告示第1931号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
15今局建（開）第5号 平成15年9月16日	越智郡大西町宮脇甲1417番2及び甲1417番3	今治市美須賀町二丁目4番地9 新居田 明 夫
15西局建（開）第16号 平成15年9月19日	西条市下島山字石ノ脇甲1434番6及び甲1436番4	西条市天神1番地43 西 川 佳 樹
15西局建（開）第17号 平成15年9月19日	西条市下島山字石ノ脇甲1434番7及び甲1436番5	西条市大町362番地 西 川 ナ ツ ミ

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年9月22日	特定非営利活動法人 Asanami Work Camp	高橋 敬 輔	愛媛県北条市苞木甲247番地3	この法人は、社会参加・社会自立を図ろうとする障害者・高齢者・青少年の生活に関する相談に応じ、生活及び生活訓練等を実施する事業、並びに働く場を提供する事業を行い、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

愛媛県立保育専門学校入学生の募集について

平成16年度愛媛県立保育専門学校入学生を次のとおり募集する。

平成15年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

1 修業年限及び定員

- (1) 修業年限 2年
- (2) 募集定員 50人

2 入学資格

次のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者（平成16年3月卒業見込みの者を含む。）若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する

学校を修了した者を含む。）又は文部科学大臣において、これと同等以上の資格を有すると認定した者

- (2) 満18歳以上の者であって、児童福祉施設において2年以上児童の保護に従事したもの

3 入学手続

(1) 提出書類

ア 保育専門学校入学願書（最近6箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦7センチメートル横5センチメートルの写真をはること。）

イ 受験資格を証明する書類

ウ 最終卒業学校の学業成績証明書

エ 身体検査書（募集要項に添付の用紙を使用し、提出期限前2箇月以内に医師が作成したものに限る。ただし、平成16年3月卒業見込みの者については、他の提出書類で身体検査書の内容が確認できる場合は、当該他の提出書類をもってこれに代えることができる。）

- (2) 書類提出先

〒790-0824

松山市御幸二丁目3番41号

愛媛県立保育専門学校

(3) 入学願書の提出期間

平成16年1月9日(金)から1月22日(木)までの執務時間中とする。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 入学試験

(1) 試験内容

ア 筆記試験(3科目)

国語(国語Ⅰ)、数学(数学Ⅰ)、英語(英語Ⅰ)

イ 人物考査

ウ 能力テスト

リズム(歩く、スキップ、かけっこのリズム)

音楽

器楽 バイエル(60番から80番の中から当日指定)及び自由曲

声楽 ①「椰子の実」(作曲 大中 寅二)ト長調・イ長調

②「踊る少女」(フランス民謡)ホ短調

中学音楽教科書より

(以上2曲の内1曲を当日指定。何調で歌うか、又、どの声部(パート)を歌うかは自由選択とする。ただし上記の調以外で歌う場合は、1月30日までに伴奏楽譜を提出のこと。)

(2) 試験場所

愛媛県立保育専門学校

(3) 試験実施期日

平成16年2月4日(水)から2月6日(金)の3日間
開始時間は午前9時

5 合格発表

平成16年2月19日(木)愛媛県立保育専門学校に掲示(午前9時)するとともに、本人に通知する。

6 授業料

無料

7 卒業後の資格

保育士となる資格が得られる。

8 その他

詳細は、返信用切手同封の上、愛媛県立保育専門学校へ照会すること。

ぞれ支給されています。

請求期限

平成16年3月31日まで(期限までに請求されないと甲慰金等が支給されません。)

問い合わせ先

県庁長寿介護課 TEL(089)912-2434

市町村の援護担当課

総務省甲慰金等支給業務室 TEL(03)3539-7831

 雑 報

○公 告

朝鮮半島・台湾出身の旧日本軍軍人軍属等の御遺族の方への甲慰金と重度戦傷病者の方への見舞金について

平成15年10月3日

愛媛県保健福祉部生きがい推進局

長寿介護課長 和田 典夫

先の大戦において旧日本軍の軍人軍属等として戦死された方の御遺族や死亡された重度戦傷病者の御遺族に甲慰金(260万円)が、重度戦傷病者の方に見舞金(400万円)がそれ

